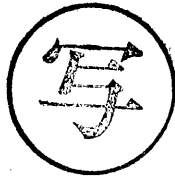


郵便約款の変更の認可（配達時間帯指定郵便の新設等）
について

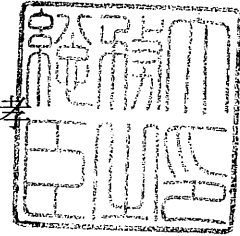
（諮問第 1 0 8 3 号）



諮問第1083号
平成25年6月5日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

日本郵便株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

郵便法（昭和２２年法律第１６５号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第６８条第２項第１号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	法第４４条第２項の規定により、郵便約款に定めるところによりその他の郵便物の特殊取扱を実施することができることとなっており、申請の変更内容は郵便約款に定められることから適当である。また、今回廃止する翌朝郵便については、法第４４条第１項の規定により、実施しなければならない特殊取扱には該当しないため、廃止することは可能であり、適当である。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回新たに新設する配達時間帯指定郵便の引受方法、配達方法、送達日数に関する事項が定められており、また、転送及び還付に関する事項は一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	変更申請の内容のうち、料金の返還に関する事項が定められており適切であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第６８条第２項第２号)	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。



25-日 郵便第 4 号
平成 25 年 5 月 21 日

総務大臣
新藤 義孝 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

鍋倉 眞

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 68 条第 1 項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日
平成 25 年 10 月 1 日

3 変更を必要とする理由
新たな特殊取扱を創設することにより、お客さまの利便性を一層向上させて利用の維持・拡大を図るほか、類似の特殊取扱を整理することにより、引き続き低廉な料金でのサービス提供を行うため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																																		
(料金の返還) 第66条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。 <table> <tr> <th>区 別</th><th>請求期間</th></tr> <tr> <td>1 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金</td><td>その料金を支払った日から1年</td></tr> <tr> <td>3～5 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金</td><td>その料金を支払った日から1年</td></tr> <tr> <td>7 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>その料金を支払った日から1年</td></tr> <tr> <td>8 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金</td><td>私設を廃止した日から6か月</td></tr> <tr> <td>9 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額</td><td>当社から承認をしない旨の通知を受けた日から6か月</td></tr> </table> 2～4 (略) (郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い) 第75条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。)があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。 (1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合 ア (略) イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、<u>連達、翌朝郵便又は新特急郵便</u>とする郵便物で書留又は代金引換としないものについては、受取人不在その	区 別	請求期間	1 (略)	(略)	2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年	3～5 (略)	(略)	6 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年	7 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年	8 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	私設を廃止した日から6か月	9 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	当社から承認をしない旨の通知を受けた日から6か月	(料金の返還) 第66条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。 <table> <tr> <th>区 別</th><th>請求期間</th></tr> <tr> <td>1 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金</td><td>その料金を支払った日から1年</td></tr> <tr> <td>3～5 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6 <u>書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</u></td><td><u>その料金を支払った日から1年</u></td></tr> <tr> <td>7 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金</td><td>その料金を支払った日から1年</td></tr> <tr> <td>8 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</td><td>その料金を支払った日から1年</td></tr> <tr> <td>9 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金</td><td>私設を廃止した日から6か月</td></tr> <tr> <td>10 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額</td><td>当社から承認をしない旨の通知を受けた日から6か月</td></tr> </table> 2～4 (略) (郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い) 第75条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。)があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。 (1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合 ア (略) イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、<u>連達、新特急郵便又は配達時間帯指定郵便</u>とする郵便物で書留又は代金引換としないものについては、受取	区 別	請求期間	1 (略)	(略)	2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年	3～5 (略)	(略)	6 <u>書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</u>	<u>その料金を支払った日から1年</u>	7 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年	8 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年	9 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	私設を廃止した日から6か月	10 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	当社から承認をしない旨の通知を受けた日から6か月
区 別	請求期間																																		
1 (略)	(略)																																		
2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年																																		
3～5 (略)	(略)																																		
6 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年																																		
7 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年																																		
8 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	私設を廃止した日から6か月																																		
9 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	当社から承認をしない旨の通知を受けた日から6か月																																		
区 別	請求期間																																		
1 (略)	(略)																																		
2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年																																		
3～5 (略)	(略)																																		
6 <u>書留としない配達時間帯指定郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金</u>	<u>その料金を支払った日から1年</u>																																		
7 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)におけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年																																		
8 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年																																		
9 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	私設を廃止した日から6か月																																		
10 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	当社から承認をしない旨の通知を受けた日から6か月																																		

他の事由によりその住宅等に配達することができなかったときは、郵便受箱に配達します。

(2) (略)

2・3 (略)

(郵便物の転送)

第86条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により転送する郵便物が速達、翌朝郵便又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより転送します。ただし、翌朝郵便又は新特急郵便としたものでその取扱地域外に転送するものについては、速達の取扱いにより転送します。

(速達郵便物等の返還)

第89条 返還する郵便物が速達、翌朝郵便又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより返還します。ただし、翌朝郵便又は新特急郵便としたもので、その取扱地域外に返還するものについては、速達の取扱いにより返還します。

第2節 翌朝郵便

(翌朝郵便の取扱い)

第102条 当社は、集配事業所又は当社が別に定める事業所に差し出す郵便物を、差出しのあった日の翌日の午前10時までに配達する翌朝郵便の取扱いをします。

2 翌朝郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物(郵便書簡を除きます。)につき、これをします。

(1) 翌朝郵便の取扱地域として当社が別に定める地域にあてて差し出すものであること。

(2) 前項の事業所が指定した時間に差し出すものであること。

(3) 当社が別に定める大きさ及び形状のものであること。

(4) 当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱としないものであること。

(翌朝郵便物の表示)

第103条 翌朝郵便とする郵便物(以下「翌朝郵便物」といいます。)には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(翌朝郵便物の差出方法の特例)

第104条 翌朝郵便物は、第102条(翌朝郵便の取扱い)第1項の事業所のほか、その事業所が必要と認めたときは、その事業所が指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。

人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなかったときは、郵便受箱に配達します。

(2) (略)

2・3 (略)

(郵便物の転送)

第86条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により転送する郵便物が速達又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより転送します。ただし、新特急郵便としたものでその取扱地域外に転送するものについては、速達の取扱いにより転送します。

(速達郵便物等の返還)

第89条 返還する郵便物が速達又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより返還します。ただし、新特急郵便としたもので、その取扱地域外に返還するものについては、速達の取扱いにより返還します。

第2節 削除

第102条から第104条まで 削除

第3節の2 配達時間帯指定郵便

(配達時間帯指定郵便の取扱い)

第108条の2 当社は、郵便物を差出人が指定した時間帯(当社が別に定めるものに限ります。次項において「指定時間帯」といいます。)に配達する配達時間帯指定郵便の取扱いをします。この場合におけるその郵便物の配達日は、引受日時を勘案して差出事業所が指定する日とします。

2 配達時間帯指定郵便とする郵便物(以下「配達時間帯指定郵便物」といいます。)であって当社が別に定めるものは、前項の規定にかかわらず、同項後段の差出事業所が指定する日の指定時間帯

より前に配達することがあります。

3 配達時間帯指定郵便物は、事業所において次により取り扱います。

(1) 引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付すること。

(2) 最も速やかな運送便により遅滞なく運送すること。

4 配達時間帯指定郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（郵便管簡を除きます。）につき、これをします。

(1) 配達時間帯指定郵便の取扱地域として当社が別に定める地域にあてて差し出すものであること。

(2) 当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱としないものであること。

（配達時間帯指定郵便物の差出方法等）

第108条の3 配達時間帯指定郵便物は、あて名その他事業所の指示する事項を記載した用紙（事業所において交付するものに限ります。）を添えて、差し出していただきます。

2 前項の規定により添えられた用紙の一部は、事業所において、第11条（あて名の記載方法）第1項本文の規定に準じてその郵便物に添付します。

（配達時間帯指定郵便物の表示）

第108条の4 配達時間帯指定郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

附 則（平成※※年※※月※※日 25-日郵便第※※※号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

郵便約款変更の認可について

平成25年6月5日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

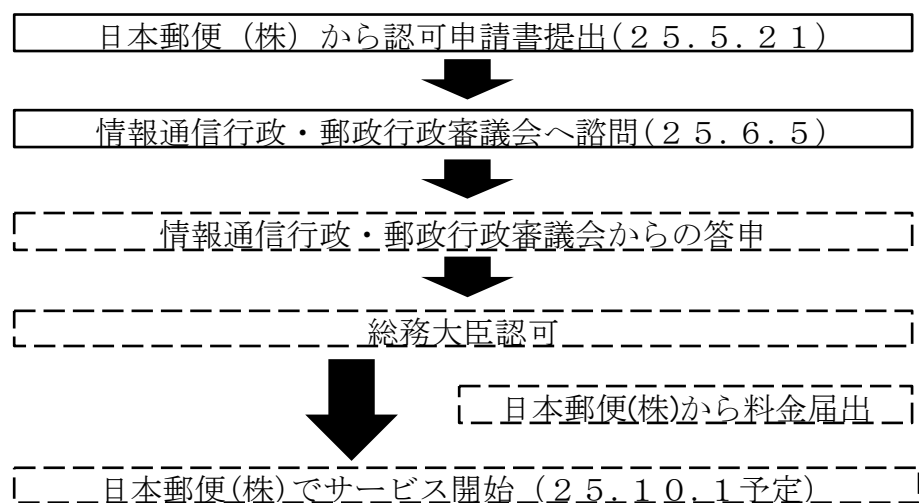
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

日本郵便株式会社は、利用者のニーズに対応するため、「翌朝郵便」を廃止し、これを発展的に改良したサービスである「配達時間帯指定郵便」を提供する約款を設定する。

【新サービスの内容】

ア 「8時～12時」、「12時～17時」、「17時～21時」の三区分のうち差出人が指定する時間帯に配達するサービス（翌朝郵便は、10時までの配達のみ）

イ 窓口引受のみ（翌朝郵便にあった集荷は廃止。）。専用ラベルを使用し、受領証を交付する。追跡番号により配達を確認できる。

ウ 対象郵便物

第一種郵便物（郵便書簡を除く）

（参考）

特殊取扱料金は、下表を予定（これに通常の料金が加わる）

250gまで	1kgまで	4kgまで
320円 (翌朝郵便: 330円)	420円 (翌朝郵便: 360円)	680円 (翌朝郵便: 390円)

(現行の速達料金に50円加算)

(例) 定型25gまでの場合: 80円 + 320円 = 400円

※認可後、届出を受ける予定。

2 変更する理由

新たな特殊取扱を創設することにより、お客様の利便性を一層向上させて利用の維持・拡大を図るほか、類似の特殊取扱を整理することにより、引き続き低廉な料金でのサービス提供を行うため。

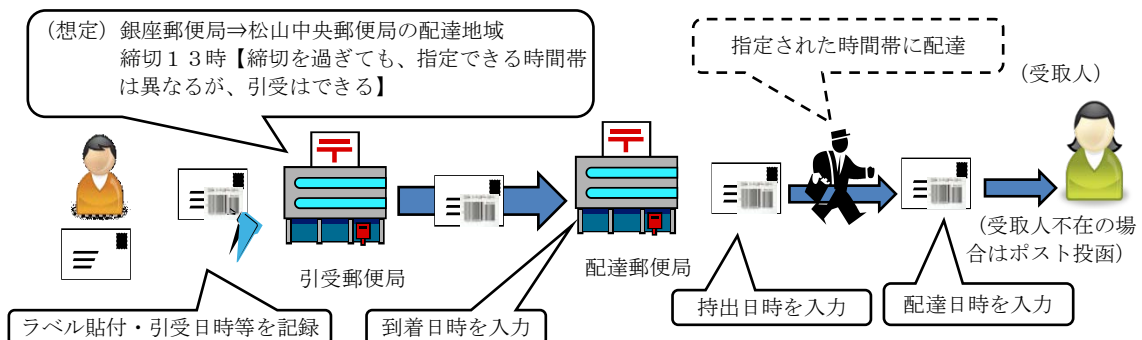
3 実施予定期日

平成25年10月1日（火）

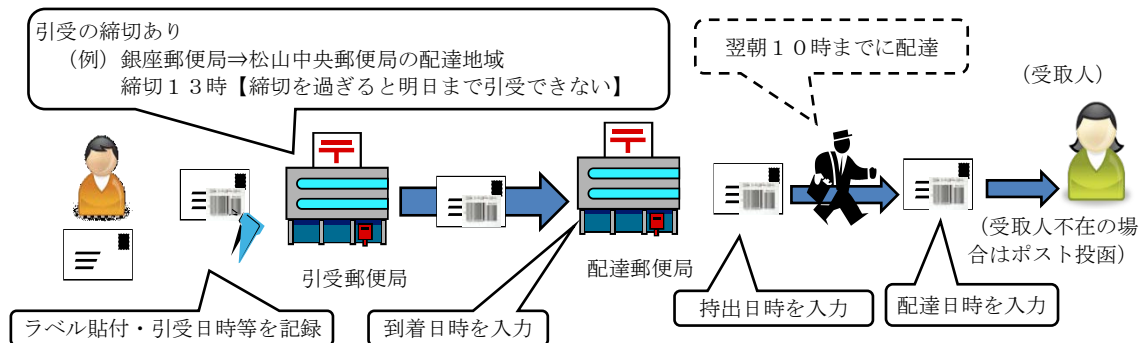
【参考】サービスの比較概要

	配達時間帯指定郵便（新規）	翌朝郵便（廃止）
配達時間	① 8時～12時 ② 12時～17時 ③ 17時～21時 引受時刻や宛先により基本的には翌日又は翌々日を指定。	翌日の10時まで
引受方法	窓口引受のみ 窓口が開いている時間帯はいつでも差し出せる。（引受時間によって配達指定できる時間帯は異なる。）	窓口引受 宛先毎に設定されている引受締切時刻を過ぎると翌日まで差し出せない
対象郵便物	第一種郵便物 （郵便書簡を除く）	第一種郵便物 （郵便書簡を除く）
大きさ	長さ60cm、3辺合計90cmまで	長さ40cm、幅30cm、厚さ15cmまで
料金 （定形25gまで）	400円（80円＋320円）	410円（80円＋330円）
サービス開始	平成25年10月1日（予定）	平成7年2月13日

【配達時間帯指定郵便】（新設）



【翌朝郵便（翌朝10時郵便）】（廃止）



第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	法第44条第2項の規定により、郵便約款に定めるところによりその他の郵便物の特殊取扱を実施することができることとなっており、申請の変更内容は郵便約款に定められることから適当である。また、今回廃止する翌朝郵便については、法第44条第1項の規定により、実施しなければならない特殊取扱には該当しないため、廃止することは可能であり、適当である。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回新たに新設する配達時間帯指定郵便の引受方法、配達方法、送達日数に関する事項が定められており、また、転送及び還付に関する事項は一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	変更申請の内容のうち、料金の返還に関する事項が定められており適切であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

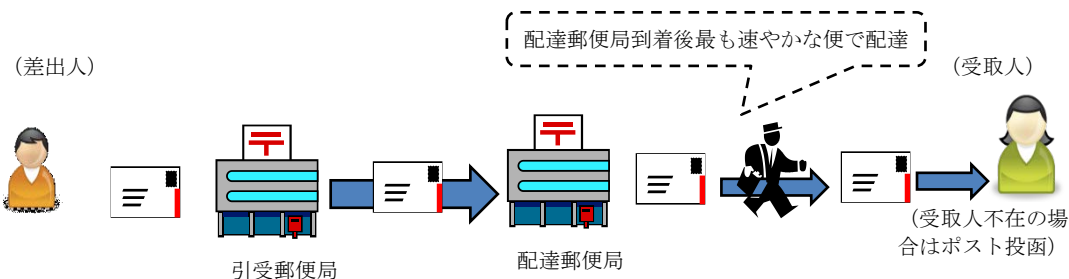
参考資料

1 その他のスピード系サービスの概要

(1) 速達

同一種類で速達としない他の郵便物等に優先して送達するサービス

- ・ 表面右上部に朱色の横線を表示。



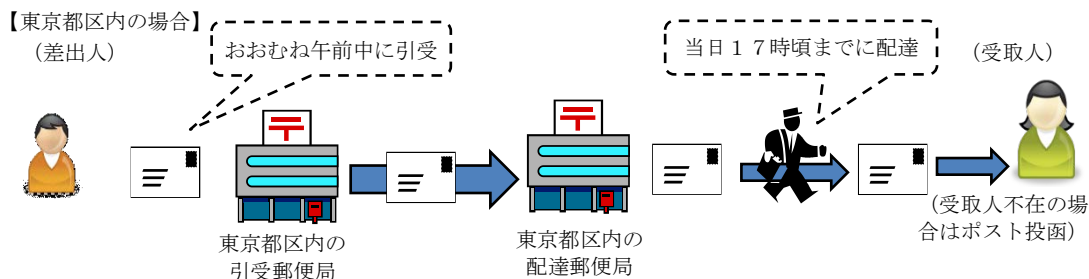
(2) 新特急郵便

おおむね午前中の差し出した郵便物を、当日の17時頃までに配達するサービス

- ・ 取扱地域：次の同一地域内でサービス提供

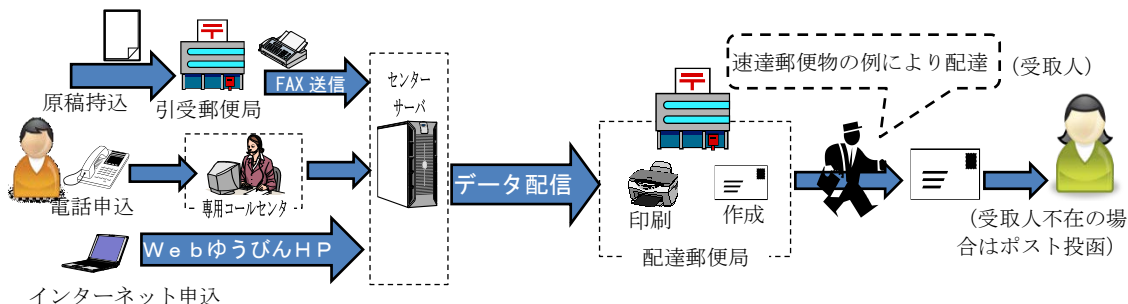
- ① 札幌市内（南区の一部を除く。）
- ② 東京都区内
- ③ 名古屋市内
- ④ 大阪市内
- ⑤ 福岡市内（島しょを除き、引受は中央区および博多区に限る。）

- ・ 事前登録、継続利用が必要



(3) レタックス

差出人の作成した文書をファクシミリにより配達を受け持つ郵便局に送信して、速達郵便物の例により配達するサービス



2 スピード系サービスの料金比較

		配達時間帯指定郵便 (基本+特殊)【予定】	翌朝郵便(受取人配達) (基本+特殊)	速達 (基本+特殊)
定型	25gまで	400円 (80+320)	410円 (80+330)	350円 (80+270)
	50gまで	410円 (90+320)	420円 (90+330)	360円 (90+270)
定形外	50gまで	440円 (120+320)	450円 (120+330)	390円 (120+270)
	100gまで	460円 (140+320)	470円 (140+330)	410円 (140+270)
	150gまで	520円 (200+320)	530円 (200+330)	470円 (200+270)
	250gまで	560円 (240+320)	570円 (240+330)	510円 (240+270)
	500gまで	810円 (390+420)	750円 (390+360)	760円 (390+370)
	1kgまで	1,000円 (580+420)	900円 (540+360)	950円 (580+370)
	2kgまで	1,530円 (850+680)	1,000円 (610+390)	1,480円 (850+630)
	3kgまで	1,830円 (1,150+680)	1,200円 (810+390)	1,780円 (1,150+630)
	4kgまで		1,400円 (1,010+390)	

【新特急郵便】

同一地域内 800円 (基本80円+特殊720円)

【レタックス】

台紙・封筒	窓口等原稿持込	電話申込	Webレタックス
「うるし風」	5,000円	5,000円	4,920円
「織物」	3,000円	3,000円	2,920円
「刺しゅう」	2,000円	2,000円	1,920円
「おし花」	1,500円	1,500円	1,420円
「ぼたん」「ゆり」	900円	900円	820円
その他	580円	580円	500円

※窓口等原稿持込・Webレタックスは、白黒1枚の通信文用紙の料金

※電話申込は、通信文が15文字以内の料金

3 参照条文

○郵便法（昭和22年法律第165号）

第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

第四十四条（特殊取扱） 会社は、この節に定めるところによるほか、郵便約款の定めるところにより、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物の特殊取扱を実施する。

2 会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換（差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第二号及び第二項第四号において同じ。）その他の郵便物の特殊取扱を実施することができる。

3 （略）

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を

受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。
 - 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

（郵便約款）

- 第六十八条** 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めらるることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の変更命令）

- 第七十一条** 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

（審議会等への諮問）

- 第七十三条** 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。
- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
 - 二・三 （略）